

令和6年5月15日
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の
最低制限価格試行要領」の一部改正について

みだしのことについて、国土交通省において、低入札価格調査基準の見直しが行われたことから、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」の一部改正を行いましたことを、お知らせします。

記

- 1 改正内容について
別添「新旧対照表」のとおり
- 2 適用時期
令和6年6月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
- 3 その他
改正後の試行要領はホームページに掲載
「1-29 沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」

改正の概要説明

1. 改正要領

沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領（以下「試行要領」という。）。

2. 改正の内容

「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて（令和 6 年 3 月 25 日付国官会第 25945 号）」に基づく改正。

3. 改正案の概要

沖縄県土木建築部における最低制限価格の設定は、国土交通省における低入札価格調査基準の算入率に準拠していることから、試行要領における測量業務及び地質調査業務（磁気探査業務を含む）の諸経費の額に乗じる率を 10 分の 4.8 から 10 分の 5 とし、土木関係の建設コンサルタント業務及び現場技術業務の一般管理費等の額に乗じる率を 10 分の 4.8 から 10 分の 5 とし、補償関係コンサルタント業務の一般管理費等の額に乗じる率を 10 分の 4.5 から 10 分の 5 とし、工事の請負の一般管理費の額に乗じる率を 10 分の 5.5 から 10 分の 6.8 する。

4. 施行年月日

令和 6 年 5 月 15 日施行し、令和 6 年 6 月 1 日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

5. 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 関連通知

新旧対照表

別添

○沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領

新	旧
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)建設コンサルタント業務(土木関係)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(4)地質調査業務(磁気探査業務含む)</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(5)現場技術業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(6)補償関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)建設コンサルタント業務(土木関係)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4)地質調査業務(磁気探査業務含む)</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(5)現場技術業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(6)補償関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p>

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(7)建設関連維持管理業務

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

附則

この要領は、令和6年5月15日から施行し、令和6年6月1日以降に指名
通知又は入札公告するものから適用する。

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(7)建設関連維持管理業務

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

○沖縄県土木建築部が発注する建設に係る 業務委託の最低制限価格試行要領

〔平成27年2月27日
土総第2314号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖縄県土木建築部が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務（以下「業務委託」という。）において、品質確保等を目的として、落札者を決定するために行う競争入札（総合評価落札方式は除く。）の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者：知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) 特定調達契約：物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号。）の適用を受ける業務委託の契約をいう。

(対象業務委託)

第3条 土木建築部が発注する業務委託において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が100万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する業務委託を対象とする。なお、特定調達契約の業務委託は対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第4条 前条に規定する業務委託において、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条の範囲内で、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。

ただし、(1)から(7)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(1)測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2)建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3)建設コンサルタント業務(土木関係)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4)地質調査業務(磁気探査業務含む)

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5)現場技術業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(6)補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(7)建設関連維持管理業務

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 入札執行者は、第3条に規定する業務委託の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第3条に規定する業務委託の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の最低制限価

格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月14日から施行し、平成30年7月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

附則

この要領は、令和元年5月24日から施行し、令和元年6月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

附則

この要領は、令和6年5月15日から施行し、令和6年6月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。